

令和元（2019）年度 おきなわアジェンダ21 県民会議  
NPO 等環境ボランティア活動支援事業（3次募集）

応募要領

本県民会議は、環境保全団体等が実施する環境保全活動を支援します。	
1. 支援対象事業	<p>沖縄県内における</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸、河川、山林、地域での清掃・美化・緑化活動</li> <li>・ 環境保全の為のセミナー・ワークショップ・講演会等の開催</li> <li>・ 環境教育・地球温暖化対策（緩和策・適応策）・自然観察会・調査会、サンゴ礁の保全活動など</li> </ul>
2. 支援金額	1 団体又は個人 上限 4 万円／件（採択数：1 件）
3. 支援対象経費 ※対象経費内容表をご参照ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講師等謝金、旅費（活動に不可欠なものに限る。上限あり）</li> <li>・ 会議室使用料、駐車・高速料金、通信運搬費、印刷費</li> <li>・ ボランティア保険料（<u>保険加入を推奨します。</u>）</li> <li>・ 消耗品費（単価 2 万円以下、備品除く）</li> <li>・ 機械借料、燃料費</li> <li>・ 活動時の食糧費（土産代、通常の会議時茶菓子代を除く）</li> <li>・ 他、活動に必要な経費</li> </ul>
4. 支援対象事業の活動実施期間	平成 31 年 4 月 1 日（月）から令和 2 年 3 月 8 日（日）まで ※ <u>4 月 1 日から遡及して適応する。</u>
5. 募集対象及び採択要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ おきなわアジェンダ 21 県民会議構成団体（員）、NPO、学校・地域・PTA 等で行う環境教育・環境保全活動、環境カウンセラー、沖縄県地球温暖化防止活動推進員等。</li> <li>・ 構成団体（員）以外が応募する場合、支援金採択後に構成団体（員）として入会する。ただし、教育機関、児童福祉施設等を除き、学識経験者以外の個人は賛助会員に入会する。 なお、構成団体（員）や賛助会員の有無を問わず、連続応募回数に制限はないが、5 期以上連続採択されている場合には、新規応募を優先採択する場合がある。</li> <li>・ 入会方法は別に示す。</li> <li>・ すでに今年度事業に採択済みの団体（員）の応募不可</li> </ul>
6. 募集期間	令和 2 年 1 月 10 日（金）まで（郵送は当日必着）
7. 応募方法	<p>応募用紙に必要事項を記載し、郵送・メール・直接提出にて 応募先：〒901-1202 南城市大里字大里 2013 （一財）沖縄県公衆衛生協会内おきなわアジェンダ 21 県民会議事務局 宛 Tel:098-945-2686Fax:098-945-3973 Mail:info@agenda21.jp（担当 当真） ※応募書類等は本県民会議 HP からダウンロード可。 <a href="https://agenda21.jp/npokannkyoubora/">https://agenda21.jp/npokannkyoubora/</a> 応募書類（必須）</p>

	<p>① 企画提案書（様式自由、A4 1枚程度） 目的、参加人数、効果見込、継続性等をわかりやすく</p> <p>② 様式1 応募用紙</p> <p>③ 様式2 団体・個人の概要（構成団体・員、環境カウンセラー、沖縄県地球温暖化防止活動推進員は不要）</p> <p>④ 様式3 団体・個人目的等について確認書（構成団体・員、環境カウンセラー、沖縄県地球温暖化防止活動推進員は不要）</p> <p>⑤ 任意 活動実績を示す資料等（会報誌、新聞掲載記事、雑誌取材記事等）※初めての取組みも応募可能</p>
8. 選考及び採択通知方法	企画内容や活動状況等を参考に事務局にて書類選考。採択結果については文書にて通知する。
9. 支援条件 ※1周知の例	活動時に「おきなわアジェンダ21県民会議」の幟又はプラカード等を掲示。 幟は事務局より貸し出す。但し事務局まで取りに来る事（返却も同）。郵送の場合は、送料受任者負担とする。 幟の受取及び送料負担不可時は、プラカード等（手書き可）を作成し周知に努める事。※1参照
10. 事業実施報告の提出	事業実施後、下記の書類を速やかに事務局へ提出する事。 <b>令和2年3月19日(木)必着</b> ① 様式5 事業実施完了報告書 ② 様式5-1 事業実施完了報告書② ③ 様式6 請求書（精算） ④ 様式自由 実施報告書（状況写真必須：幟・プラカード含） ⑤ 様式自由 支援金対象の領収証（写し）
11. 支援金の支払方法	令和元年1月以降の〈概算払〉と〈精算払〉の2方法とする。 〈概算払〉様式4により事業実施前に全額概算請求する事ができる。但し、報告時の領収証（写し）の合計金額が、支払済み額に満たない場合、企画内容以外の使途が認められた場合は返還を求める。 〈精算払〉事業実施後に提出された様式6及び実施報告書等を審査し事務局にて支援額を決定する。 どちらも書類受理後2週間以内に支払うものとし、原則、口座振り込みとする。その振込手数料は事務局が負担する。
12. 留意事項	本県民会議は採択事業の実施に対して責任は負わない。安全管理等、応募者の責任で実施すること。

◇これまでの採択団体等の活動時 のぼり掲示状況◇

